

社会福祉法人長岡老人福祉協会
桃李園障害福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人長岡老人福祉協会が設置する桃李園障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）において実施する障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2、事業所において実施する法に基づく重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定重度訪問介護」という。）の事業は、利用者（重度の肢体不自由者であって常時介護を有する障害者をいう。）が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者又は障害児者の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児者の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2 前項のほか、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年 厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 社会福祉法人長岡老人福祉協会 桃李園障害福祉サービス事業所

（2）所在地 新潟県長岡市西津町4630番地

2 前項以外に事業を行う出張所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 桃李園障害福祉サービス事業所サテライト

（2）所在地 新潟県長岡市与板町与板652番地1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1人

従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1人以上

居宅介護計画を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付するほか、事業所に対する指定居宅介護等（指定居宅介護、指定重度訪問介護及び指定行動援護をいう。以下同じ。）の利用の申込みに係る調整及び従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 従業者 2.5人以上

従業者は、居宅介護計画に基づき指定居宅介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から日曜日までとする。

(2) サービスの提供時間

午前8時30分～午後5時00分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間外でも緊急性の高い場合は、必要に応じて対応する。

(指定居宅介護の内容)

第6条 事業所で行う指定居宅介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画の作成

(2) 身体介護に関する内容

- ① 食事の介護
- ② 排泄の介護
- ③ 衣類着脱の介護
- ④ 入浴の介護
- ⑤ 通院介助（身体介護を伴う場合）
- ⑥ その他日常生活を営むために必要な身体の介護

(3) 家事援助に関する内容

- ① 調理
- ② 洗濯
- ③ 掃除
- ④ 通院介助（身体介護を伴う場合）
- ⑤ その他日常生活を営むために必要な家事

(4) 生活等に関する相談・助言

2 事業所で行う指定重度訪問介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画の作成

(2) 重度訪問介護

- ① 食事の介護
- ② 排泄の介護

- ③ 衣類着脱の介護
- ④ 入浴の介護
- ⑤ 通院介助
- ⑥ 調理
- ⑦ 洗濯
- ⑧ 掃除
- ⑨ 外出時における移動中の介護
- ⑩ その他日常生活に営むために必要な身体の介護

(3) 生活等に関する相談及び助言

(支給決定障害者等から受領する費用の額等)

第7条 指定居宅介護等を提供した際には、指定決定障害者等（法第5条第17条項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額（基準省令第2条第12号に規定する利用者負担額をいう。）の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、指定決定障害者等から当該指定介護等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額（法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて指定居宅介護等を提供した場合及び通院等外出時の付き添い等を行った場合は、それに要した交通費の実費を支給決定障害者等から徴収する。

4 前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対して交付する。

5 第3項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、指定決定障害者等の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、長岡市の全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告を行う。

(事故発生時の対応)

第10条 従事者は、利用者に対する提供により事故が発生した場合は利用者の家族及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

- 3 従事者は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(事業者の主たる対象者とする障害の種類)

第11条 事業者において指定居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 指定居宅介護

身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者、難病等対象者

(2) 指定重度訪問介護

身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者、難病等対象者

(衛生管理等)

第12条 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に一回以上開催するとともに、その結果について従事者氏周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(秘密保持等)

第13条 従事者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従事者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た事を従事者で無くなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容とする。
- 3 他の指定障害福祉サービス事業所等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文章により利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 利用者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を、定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者等に対し、虐待防止の為の研修を定期的実施する。
 - (4) 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 従業者は、虐待が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(苦情解決)

第15条 提供した指定居宅介護に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力する。

（従業者の研修）

第16条 従業者の資質の向上のために研修の機会を設けるとともに、従業者の勤務の体制を整備する。

（1）新採用者・採用後1ヵ月以内に実施（基本就業開始日に実施）

（2）継続研修・年に2回以上実施。園内研修・園外研修に参加

（記録の整備）

第17条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存する。

（1）個別支援計画書

（2）提供した具体的サービス内容等の記録

（3）利用者に関する市町村への報告等の記録

（4）苦情の内容等に関する記録

（5）自己の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

（業務継続計画の策定）

第18条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

平成20年 6月1日 改定

平成23年 4月1日 改定

平成26年 4月1日 改定

平成30年12月1日 改定

令和 6年 4月1日 改定